

神仏分離の先例としての

中国における仏教と固有宗教との相剋

—— 明の世宗・嘉靖帝の仏教抑圧策 ——

河野訓

神仏分離の先例としての

中国における仏教と固有宗教との相剋

—— 明の世宗・嘉靖帝の仏教抑圧策 ——

河野 訓

はじめに

日本では千年以上も続いた神仏習合の後、慶応四年（明治元年、一八六八年）、神仏判然の令達が新政府より発出され、神と仏の分離が行われたとされる。日本の神仏分離を考えるにあたり、同様の歴史的事件を幾度も経験してきた中国の事例を比較対照として論ずることはその特徴を鮮明にするためにも必要なことである。本論考では中国における廃仏の具体例を明らかにし、明治維新の神仏分離とそれに続く廃仏毀釈を考えるうえで一つの視点を提供したい。

日本において神道と仏教の間で生じた神仏分離に相当する宗教事象は中国では仏教と儒教・道教の間で生じた種々の分離・抗争と考えることができる。^(一) 中国における仏教に対する宗教弾圧は仏教側からは三武一宗の法難として語られることが多い。しかし、三武一宗の法難とは十世紀までに惹起した事件であり、近代の日本の宗教事情と対照するには余りに時代が隔たっている。中国では宋朝以降、儒仏道三教を融和させようとする傾向が強まるが、その中で幾度か儒教や道教を思想的背景としてもつ皇帝や官吏、宗教家が優位に立ち、仏教を抑圧し、いわゆる廃仏という状況に至ったこ

神仏分離の先例としての中国における仏教と固有宗教との相剋（河野）

とがある。中国における廃仏の際に仏教のどのような点が問題とされたのかについては、かつて整理したので、本稿では紙面の都合上、日本の神仏分離とそれに続く廃仏毀釈を考えるうえで、の対照として明の嘉靖年間における仏教政策とその実態を取り上げて考察することとした。

特に明朝を選んだのは、仏教に対する中国や日本における批判の中で特に問題とされるのは仏教が異国から流入した宗教であるという点であり、モンゴル族による直前の元朝、女真族による直後の清朝よりも、中華思想が顕著に見られる漢民族の王朝である明朝が神仏分離研究の対照事例として相応しいと考えたからである。嘉靖年間を選んだのは嘉靖帝が道教に傾倒し、中国仏教に大きなマイナスの影響、換言すれば大打撃を与えたとされるからである。

この研究の発端は、本学の櫻井治男教授を中心とする伊勢の神仏分離研究に、元来中国仏教の研究をテーマにしていた小生を加えていただいたことである。平成十九年度から始まり、平成二十一年九月の日本宗教学会でパネルを組み、私も「日本と中国における仏教と固有の宗教との交渉の比較」と題して宋及び元の対仏教政策や仏道論争について発表した^(三)。その後、伊勢を中心に廃寺や祠堂の吸収、合併、廃止など神仏分離の実態を調査研究する機会に恵まれ、全てを尽したわけではないが、修験の山の神仏分離、府藩県等における神仏分離へと次第に研究の範囲を全国に拡げていった。日本の神仏習合・神仏分離に関するこの研究による成果も本稿執筆の一つの動機となつている。平成二十一年の日本宗教学会における発表では明代も含めて準備していたにも関わらず、割当られた時間では意が尽くせぬことから、宋代と元代を中心に発表を行った。残る明代の嘉靖年間について論稿をまとめることは予てからの思いであった。

嘉靖年間或いは明代の典籍は江戸時代には多く輸入され、日本国内でも知られていた。朱舜水の渡日もあり、明律もよく学ばれた^(四)。幕府や大名の種々の施策にも影響を及ぼしている。江戸時代の儒者や国学者等による種々の仏教批判は中国における歴代の仏教批判に学んだものでもある。嘉靖年間の仏教政策と明治維新の新政府の神仏分離政策は直接に

は結びつかないが、本稿では歴史的に把握可能な宗教現象をもとに、両者間の類似点と相違点について検討したい。

第一章 武宗統治を承けた嘉靖帝初年の動き

モンゴル帝国第五代皇帝で、一二七一年、元を建国し、初代皇帝となったフビライ・ハン以来、元朝はチベット仏教（喇嘛教・ラマ教）を厚遇した。

一三六八年、朱元璋は全国を統一して南京・応天府で洪武帝として即位し、大明国を建国した。明の太祖洪武帝、成宗永楽帝ともに仏教と道教を保護し、両教は並び行われた。^(八)しかし、第十一代正徳帝（武宗、位一五〇五〜二二）が弘治十八（一五〇五）年に即位すると、即位当初には僧・道の宮中への出入りの停止や濫りに齋醮を設ける者は罪とする^(九)ことなどが帝の言として残され、ラマ僧六人の灌頂国師等の称号が褫奪されているが、これは国初の新政に対する常套的表現に過ぎなかつた。^(五)『武宗実録』正徳二（一五〇七）年三月癸亥には二年前に沙汰されたラマ僧が復権し、「時上頗習番教、後乃造新寺于内、群聚誦經、日与之狎昵矣」とあることから、武宗がラマ教をよく学び、後には寺院を内廷に建立し、多くの者が經典を誦誦し、日々これに狎れ親しんでいた様子がわかる。武宗はラマ教に心酔・偏好し、ラマ僧とラマ教寺院を手厚く保護し、援助した。また、売牒売官、すなわち度牒の発売と納銀（金錢の上納）による免考（試験免除）と授官（僧道官位の授与）が行われ、僧や道士の粗製乱造がまかり通っていた。

武宗が正徳十六（一五二二）年三月丙寅（十四日）に崩すると後嗣が無く、第十代弘治帝（孝宗、位一四八七〜一五〇五）の異母弟興献王の嗣子朱厚熜が迎えられ、四月癸卯（二十二日）、第十二代皇帝として帝位に即位した。その後四十五年にわたり帝位にあった世宗・嘉靖帝（位一五二一〜一五六）である。嘉靖帝はとりわけ廢仏政策を行い、仏教を弾圧した

といわれている。⁽¹⁰⁾

嘉靖帝は即位直後の正徳十六（一五二二）年四月二十二日、歴代の前例にならない新政の詔を發したが、次のような厳しい内容が含まれている。

自正徳元年以来、諸色人等伝陞乞陞大小官職、尽行裁革。吏礼兵工四部、各将查革過伝陞乞陞文武・僧道・匠芸官員、名數。類奏查考。

正徳元年以来、伝陞乞陞法王仏子国師禪師等項、礼部尽行查革。各牢固枷釘、押発両広煙瘴地面衛、分充軍。遇赦不有。⁽¹¹⁾

武宗統治の正徳元年以来の、諸々の役人の、伝陞もしくは乞陞による大小の官職を尽く裁革（廃止）することが命じられたが、その対象に僧・道の官も含まれていた。また、伝陞・乞陞の法王・仏子・国師・禪師などについて、礼部に尽く調べ辞めさせること、各々枷釘を牢固にして両広（広東・広西）の煙瘴の地面の衛（軍営）に押発し、分けて充軍させること、大赦に遇っても宥さない、と厳しい沙汰が触れられた。

『明世宗実録』によれば、六月二十七日の條には仏教、道教関係の多くの官が廃されたことが記される。

裁革僧録司左善世文明等一百八十二員、道録司真人高士柏尚寛等左正一周得安等七十七員、教坊司官俳奉饗等官蘇祥等一百六員、皆正徳間伝乞陞授者也。⁽¹²⁾

即ち、僧録司左善世文明等百八十二人、道録司真人高士栢尚寛等七十七人、歌舞音曲を取り締まる教坊司も百六人が官を追われ、罷免されている。

僧録司と道録司は洪武十四（一三八二）年六月二十四日に開設が認められ、それぞれ国内の仏教の寺院と僧侶、道教の道観と道士を統制する組織として京（南京）に置かれた。僧録司には左右の善世、闡教、講經、覺義が置かれ、道録

司には左右の正乙、演法、至靈、玄義が置かれた。^(二二)永樂帝によって都が北京に移されたときに北京に置かれることになった。六月二十七日には僧録司トップの左善世と道録司トップの左正一^(乙)が処分されている。

また、この年の十二月十八日には、南京礼部においても僧道録司が裁革されている。

南京礼部奏、奉詔裁革僧道録司・教坊司伝升乞升官十二員。^(二三)

先の詔を奉じて、僧道録司と教坊司の伝陞・乞陞官十二人を裁革したことを南京礼部が上奏している。

これらは武宗が正徳年間にのめり込んだラマ教等に対して嘉成帝のとった厳しい処置である。嘉靖帝は即位直後、皇室のラマ教崇拜から生じた悪弊の根絶、及び宮中にある数多くのラマ僧とそれに関わる一切の措置に対して清算を行った。^(二五)

嘉成帝は翌年、嘉靖元（一五二二）年三月十五日には「尊親之礼其来遠矣」として、詔の中で僧侶・道士に対して父母が生存しているがそばで養ってくれる者がいない場合、還俗して親を養生することを願い出る者にはそれを聴許すると述べている。^(二六)

第二章 明・嘉靖朝と仏教

嘉靖帝は道教にのめり込み、仏教に対して強い抑圧的な政策をとったとされるが、即位まもない頃にはけっして仏道兩教の儀礼を完全に断絶しているわけではなく、仏道を徹底的に排斥する態度は現れなかったとされる。^(二七)しかし、時が経るにつれ、仏教への抑圧、弾圧が色濃くなってゆく。以下、嘉靖年間における仏教弾圧の諸相を見てみたい。仏教弾圧の形態は様々であるので、初めに誰の目にも明らかかな「仏像等の毀棄」、次に「寺院の破壊」、最後に「僧（サンガ）の取り締まり」の観点から述べる。

第一節 仏像等の毀棄

明末の僧幻輪大開撰述の『釈鑑稽古略統集』^(一九)には嘉靖元(一五三二)年のこととして次のように記している。

壬午嘉靖元年、毀割玄明宮仏像。金屑一千三十両。從趙璜之言、毀折京師寺院、屠応墳一夕發檄行之。(大正四九、九四九上三〜五)

すなわち、嘉靖元年、玄明宮の仏像を打ち割って壊した。金屑千三十両になった。また、趙璜の言葉に従って京師の寺院を毀折した。屠^(二〇)応墳が一夕、檄を發してこれを行った、という。玄明宮は武宗に仕えた稀代の宦官劉瑾が朝陽門外に建てた道観である。劉瑾が正徳五(一五一〇)年、凌遲刑で処刑された後、皇莊(皇室が管轄する莊園)として献上された。^(二一)玄明宮に仏像が置かれていたというのは、日本の神仏習合を彷彿とさせる。道教では仏教の仏・菩薩を神として祀ることがあり、玄明宮にも仏像が置かれていたようである。その仏像を打ち壊したのである。^(二二)日本の明治維新の神仏分離では神社に置かれた仏教関連事物の排除が命じられたが、ここでは道教の道観にある仏像等が打ち壊された。

嘉靖二(一五三三)年には史料給事中の張原が「祛異端疏」(異端を祛^{はら}う疏)を提出した。

上畏天戒、下恤民窮、速將所建仏像尽行撤毀、内外齋醮俱各停止、凡誦習仏老之人勒令散歸原旧。

速やかに仏像を撤去・毀棄すること、また内外の齋醮を停止することを嘉靖帝に求めたものである。

玄明宮は宦官劉瑾が朝陽門外に建てた道観であったが、禁中の仏教関係事物も次第に撤去されていく。『明世宗実録』には嘉靖九年十二月丁丑の日(二十一日)のこととして次のように記している。

丁丑始祀先聖先師伏羲神農黃帝堯舜禹湯文武周公孔子於文華殿東室。東室初有釈像。上以其不經撤去之、乃祀先聖先師伏羲等九龕南向周孔二龕東西向。

嘉靖帝はこの日、文華殿東室において初めて先聖先師伏羲・神農・黃帝・堯・舜・禹・湯・文・武と周公・孔子を祀つたという。この東室は初め、釈像すなわち釈迦の像が置かれていたが、嘉靖帝が正道に反するとして釈迦像を撤去させ、あらためて南向きの九龕に先聖先師伏羲等を祀り、東向き、西向き、南向きの二龕に周公と孔子を祀つたものであるという。これによれば文華殿には仏教の教主釈迦の像がこの時までにはあつたものの、撤去されたことが伺える。

嘉靖年間には禁中の仏像の破壊がもう一度あつたことが記録されている。先に引いた『釈鑑稽古略統集』には乙未の年、即ち一五三五年（嘉靖十四年）のこととしてこういふ。

除禁中仏殿。併燬大善殿金範仏像。（大正四九、九四九中一―二）

禁中の仏殿を取り除き、併せて大善殿の仏像を焼きつくした、という。しかし、これは翌年の嘉靖十五年のことを誤つて記したのであろう。即ち、『明世宗実録』巻百八十六では、嘉靖十五年四月九日に嘉靖帝は「仁寿宮故址並除釈殿之地、作皇太后宮一区」と詔したとあり、これによれば仁寿宮跡と釈殿を除却した跡地に皇太后宮を造ることを表明している。更に翌月五月十一日条には次のように記される。

禁中大善仏殿内有金銀仏像並金銀函貯仏骨仏頭仏牙等物。上既勅廷臣議撤仏殿、即其地建皇太后宮。是日命侯郭勛
大学士李時・尚書夏言入視殿址。於是尚書言請勅有司以仏骨等瘞之中野以杜愚民之惑。上曰朕思此物聽之者智曰邪
穢必不欲觀愚曰奇異必欲尊奉。今雖埋之將來豈無竊発以惑民者。可議所以永除之。於是部議請投之火。上從之乃燔
之。通衢燬金銀像。像凡一百六十九座頭牙骨等凡万三千余斤。^(四五)

即ち、禁中の大善仏殿内に金銀の仏像と仏骨・仏頭・仏牙等を貯えた金銀の函があつた。嘉靖帝はすでに四月九日に、仏殿を撤去してその跡地に皇太后宮を建てよ、と詔を下していた。この日五月十一日に、侯郭勛・大学士李時・尚書夏言に命じ、殿址に入つて調べさせた。尚書夏言は嘉靖帝に、詔を下して役人に仏骨等を野に埋め、愚かな民の惑いを取

り除くように懇請した。嘉靖帝は今、これを埋めても将来、ひそかに発いて民を惑わす者が出てくるのではないだろうか。これを永久に除去する方法を建議せよ、と言った。そこで役所は審議して仏骨等を火に投ずるよう申し上げ、嘉靖帝がそれを聴許したので、これを大通りで焼いた。毀棄された金銀の像は百六十九座、仏頭・仏齒・仏骨等はあわせて一万三千余斤（七千六百七十キログラム余り。一斤＝五百九十グラム換算）であった。

五月十一日の廢仏について『春明夢余録』卷三十九には夏言の廢仏すなわち坑埋による仏陀関連事物の処分を求める疏奏の文が残され、夏言が嘉靖帝に廢仏を求めるに至った様子が詳述される。

宗伯夏言議廢仏疏、比者恭遇皇上諡及、羣臣欲除去禁中積殿、奉建兩宮、以備一代之制。一時廷議翕然、仰贊皇上篤養尺制之孝、關邪崇正之化、盛德大業光前振後。已今月十一日、伏奉聖旨、命大學士李時同臣言入看。即所謂大善殿者、臣等看得殿內有金銀鑄像鉅細不下千百、且多邪鬼淫褻之狀、伏惟聖明燭其誕妄不經、一旦奮然崇而除之、甚盛舉也。但臣見諸几案之上及懸度梁楹之間、与夫金函之所藏貯者、為物尚多不可識、問之守者且云是為仏骨、是為仏牙、枯朽摧裂奇離、碗礪計不下千斤。（云々）

宗伯夏言は廢仏を議して次のように疏奏した。先般、畏くも皇帝陛下下の諮問を承り、臣下どもは禁中の仏殿を除去し、兩宮を建立申し上げ、もって一代の制に備えたいと思います。朝廷の評議では一致して皇帝陛下下の、手あつく制度を尽された孝と、邪を退けて正を崇ぶ教化、その盛んな徳と大きい事業は前代を輝かし、後代を富み栄えさせる、と仰ぎ褒めたたえます。今月十一日、謹んで天子の命令を奉じて大學士李時とわたくし夏言が殿内に入って見てみると、大善殿内には千百を下らない大小の金銀の鑄像があり、かつ多くは邪悪な鬼神や濫りで穢れた有様で、伏しておもんに、聡明な天子がそのでたらめで不合理な物を照らしだし、一旦奮い立ってすべてこれを除去すればそれははなはだ立派な事業です。ただ私が諸々の机の上や吊り下げられた棚や梁と枱形の間にも物を貯蔵した金の箱が多くよく分からなかつ

たので守衛の者に尋ねてみると、これは仏骨、これは仏歯であると答えました。枯れて朽ち、裂けくだけた珍奇ながらくたが千斤を下らないほどありました。

これによれば、五月十一日、李時と夏言が大善殿内を検査した時点では殿内には大小の金銀の鑄像（仏像）や仏骨や仏歯を取めた金の箱があったという。さらに、次のようにいう。

然殿宇像設既除、所有前項仏頭仏牙之類皆属汚穢不宜、使之尚存。臣請乞以此物勅下所司、瘞之草野、一切掃而淨之、以杜愚冥疑惑之端、実为大聖人非常作為、有補名教甚大、功德罔極、臣不勝幸甚、後世幸甚。疏入。答曰、大善殿所貯仏骨諸不經之物瘞之草野、恐後日好事之人仍為啓視、不如焚之以杜永患。遂命礼部俱於城外焚之。

（その後）寺院の建物と仏像などはすでに除かれたが、汚らわしく、好ましからざる仏頭や仏歯がまだ残されている。勅を役人に下され、それらを草野に埋め、一掃して清め、愚かな惑いの端緒を断つことをお願い申し上げます。実に大聖人（陛下）の常ならない御行為は名教を補うに甚だ大きなものがあり、その功德は極まりなく、私も幸甚にたえず、後世も幸甚であります。このような内容の夏言の疏が提出された。

以下は『明世宗実録』に近い内容で、嘉靖帝が答えているには、大善殿に貯めこまれている仏骨や正道に反する諸々の物をくさ原に埋めるのは後々物好きなきな者たちが掘り起こして見たりする恐れがあるから、焚き上げていつまでも続く憂患を杜絶させるに越したことはないだろう、と。遂に礼部に命じてすべて城外で焼かせた。

このように『春明夢余録』では夏言の疏について詳しく述べているが、疏が提出された後、嘉靖帝が仏骨・仏歯等の坑埋では納得せず一旦、礼部に詮議を求めたこと、また焼き尽くす案が礼部から進言されたことまでは言及されていない。

『古今圖書集成』釈教部彙考六は『春明夢余録』に加えて『皇明大政紀』卷二十三の嘉靖十五年五月の記述も引いている。
(三七)

建慈慶慈寧宮。黜禁中仏像及仏骨仏牙諸物。

時帝欲除去禁中釈殿、以其地奉建慈慶慈寧二宮、命廷臣集議。僉以為可。帝即命撤之、尋召李時夏言入視大善殿、見金範仏像不下千百。皆命銷毀。其几案懸鍍金函藏貯尚多仏骨仏牙諸物。言退上疏力請焚瘞。帝從之。于是禁中邪穢^(元)進斥殆尽。

嘉靖帝はおびたしい数（不下千百）の仏像を溶かし毀損したが、夏言がさらに金函に貯えられた仏骨・仏齒類を焚上・坑埋することを要請し、帝がこれに従った。これにより禁中の邪穢なるものは逐斥され、ほとんど無くなったという。この時の禁中の仏殿・大善殿の撤去、仏像の銷毀、仏骨・仏齒類の焚上により、禁中の「邪穢なるもの」すなわち仏教関連の諸物は逐斥され、ほとんど無くなったという。また、この年の破仏により、「仏教は亦再び立つことが出来ぬ」^(元)ようになったと久保田量遠氏は指摘する。

仏教では仏法僧をこの上なく尊ぶべきものとして三宝という。このような仏像を中心とした破却は仏教のシンボルである「仏」の破壊といつてよい。

第二節 寺院の破壊

次に誰の目にも明らかで断行されたのは仏寺の廃寺・破壊である。

先述のとおり嘉靖五年には禁中の仏殿である大善仏殿が撤去されているが、それに先立って、多くの市中の寺院が廃寺となった。

嘉靖年間の初期、嘉靖帝のもとで廃仏政策を推進したのは礼部尚書の方献夫と太子詹事霍輅であるとされる。陳玉女氏によれば、二人が何れも大礼議事件では議礼派に属し、広東南海県の人であり、氏は両者が積極的な仏教排斥の思想^(元)

を持つていた理由について考究している。明中葉以降、広東社会では官紳が教化政策を推進し、社会学を復興し、書院を設立し、民間の子弟を教化し、風俗を矯正させるように努めた。霍韜は「儒仏一体」の説を排斥し、両者の異同を強調し、人倫関係を重視した。霍韜らの理学者は書院を通して儒教の礼教・人倫思想を鼓吹することで仏教を抑止しようとしたことを陳氏は指摘する。また、併せて広東における異端淫祠の破壊に触れる中で、嘉靖元（一五二二）年、提督学副使魏校が淫祠を破壊し、社会学や書院に改築したこと、また香山県では嘉靖初年、魏校が寺観庵堂淫祠を徹底的に取り壊し、嘉靖二年には無量寺の銅佛像を壊して二十四個も籩豆食器を铸造し、それで文廟を祭ったことなど、仏教が往々にして邪教淫祠として非難厳禁されたことに言及されている。

嘉靖年間における寺院の廃毀については『大明会典』⁽¹⁰⁾の記述にしたがい論を進めたい。『大明会典』卷百四には「僧道」すなわち仏教・道教について、「僧道給度」、「僧道禁例」、「清理寺観」、「禁止戒壇」、「保举僧道」、「僧道罪犯」、「尼姑女冠」、「真人名号」、「道士差遣」の項が設けられている。このうち「清理寺観」、「すなわち仏教寺院と道観に関する徹底的な整理・処理の項には嘉靖年間のこととして嘉靖六年、十四年、十六年、二十二年の四件が挙げられている。

嘉靖六年は本格的な仏教統制が断行された年といわれている。『大明会典』の記述は以下のとおりである。

嘉靖六年奏准。尼僧道姑、發還原籍出嫁。其庵寺房屋土地、尽数入官。

尼僧や女道士は本籍に送り返して嫁に行かせる。その庵・寺の建物や土地は残らず官に入れよ、というもので、嘉靖六年十二月壬子（九日）の礼部尚書方猷夫らの奏上に基づいて行われた。『明世宗実録』卷八十三や『明世宗宝訓』第五卷に詳しい。その四日前の十二月五日、詹事の霍韜が「太祖旧章十二事」を奏上した。太祖洪武帝の定めた政令に基づくもので、その最後の三事では仏教と道教に対して厳しく管理する方策についても言及されている。⁽¹¹⁾ 霍韜の十二事については「詔所司知之」とあり、官僚たちも十分に霍韜の十二事を認知していたはずである。

十二月九日、方献夫らは次のように奏上する。

尼僧道姑有傷風化。欲將見在者発回改嫁以広生聚。年老者量給養贍依親居住。其庵寺拆毀变売。勅賜尊經護勅等項追奪。戒諭勲戚之家不得私度。^(三三)

尼僧や女道士は風俗・教化に害を与えているから、今いる者たちを送り返し、再嫁させて民をふやし国力を充実させた。年老いたものには配給をおこない扶助して身内と住まわせる。住んでいた寺や庵は取り壊す（壊毀）か、もしくは売って換金（変売）する。下賜された尊經や勅護等は追って剝奪する。勲功のある天子の親戚であつても私度は許されないので告戒訓諭する。これには嘉靖帝からは「詔悉如其言」と、その言の通りにするよう詔があつた。尼僧や女道士の還俗が確認され、住んでいた寺や庵の取り壊しあるいは変売が指示された。^(三三)

この時の方献夫の奏上によつて取り壊された寺庵の数は『西園聞見録』によれば六百ヶ所以上であつたといふ。^(三四)『明世宗宝訓』によると次いで方献夫が再び次のように申し上げたといふ。

皇姑寺系祖宗勅建宜留之、以安輯年老無依尼僧道姑。

皇姑寺は歴代の祖先が勅によつて建てたものであるからこれを残して留め、年老いてやるべき尼僧道姑を安んじやわらげるのがよいでしょう、と方献夫は申し上げた。そこには尼僧がいたはずであるが、前の詔による指示に反し、寺院の存続が建言された。^(三五)

これに対する嘉靖帝の返答はこうである。

变売庵寺、如議行。年老而貧者量給銀養贍。各聽其父兄親党取之、不必処之皇姑寺。

即ち嘉靖帝は「寺や庵を売って換金するのは議論したとおりに行え。年老いて貧しいものは銀を配給してめぐみ養え。各々その父兄や親しい者が彼女らを受け入れることを許す。必ずしも彼女らを皇姑寺に置く必要はない」と言う。皇姑

寺に尼僧らを安んじるといふ方猷夫の前言に対し、皇姑寺に置く必要はないといふ。方猷夫に対しても更にこう言う。

昨霍韜言、僧道無度牒者其令有司尽為查革、自今永不開度及私勅寺觀庵院。犯者罪無赦。

この前、霍韜が「仏教と道教で度牒のない者は役人に尽く調べて辞めさせよ」と言ったが、今後、得度式を開くことはなく、また非公式に寺院や道觀、庵や院を建てることは罪であるとし、許さない。霍韜の五日の建言を承け、嘉靖帝は得度式の開催不可、私的に寺院や道觀等を建てることは罪であることを言い渡した。

『明世宗実録』の十二月九日の條は続いて江西の提学副使の徐一鳴に言及している。

会江西提学副使徐一鳴以拆毀寺觀被逮至京。猷夫乃与詹事霍韜、少詹事黃綰、右僉都御史熊浹上疏、乞宥一鳴言僧道不事農業、善為幻術、惑弄愚民。祖宗深察其奸故独嚴其禁、凡府州縣惟令存一寺觀、併居其眾禁度尼僧、又禁子弟披剃俱發北京種田誠預防禍亂之至計矣。

徐一鳴は寺院・道觀(ミ)を拆毀したため捕えられ京に送られてきた。この時方猷夫は詹事霍韜や小詹事主綰、右僉都御史熊浹とともに徐一鳴を許すように上疏した。徐一鳴は江西で寺院を破壊した廉で捕らえられた。徐一鳴は結局のところ許されるのだが、このような寺院・道觀の破壊は嘉靖初期には各地で起こっている。(三)

『大明会典』卷百四「僧道」「清理寺觀」中の第二番目、嘉靖十四年の記述は次のとおりである。

(嘉靖)十四年、大興隆寺燬。令永不許復。併大慈恩寺一応修齋俱革。僧徒聽告就各寺依住。有婦化者、量給原寺田畝、仍免差徭六年。

嘉靖十四年に大興隆寺が火災に遭い、永久に復旧を許さない、という。『明世宗実録』卷百七十四には「庚戌(四月二十日)、時大興隆寺火。上用御史諸演言及部議不復建寺。」とあり、嘉靖帝が御史の言や部議を容れて寺の再建を許さなかったことが知られる。大興隆寺には僧録司が置かれていたが、この火災の後、僧録司は大隆善寺に移された。(四)大興

隆寺火災の翌年の嘉靖十五（一五三六）年は上述のとおり禁中の大善殿が壊され、その仏像が焼き捨てられた年であり、この年大興隆寺の旧址は講武堂とされた。

『大明会典』卷百四「僧道」「清理寺觀」中の第三番目は次のとおりである。

（嘉靖）十六年題准、各該有司欽遵聖諭、化正僧徒、願自還俗者、聽其自求安便。各処寺院年久、宮殿任其頽壞、不許修葺。（以下略）

各々当該部局の官僚は皇帝の聖諭を謹んで遵守し、僧侶らを導き正し、自ら還俗を願ひ出る者には自らの安心を求めていることであるから聴許せよ。各所の寺院は年月が経つても殿舎はその頽壞するに任せ、修復することは許さない。仏教界に対する様々な締め付けがあるなかで、寺院に限って言えば、朽ちてゆく寺院は朽ちるに任せ、その修復は許さない、という。

『大明会典』卷百四「僧道」「清理寺觀」の第四番目は次のとおりである。

（嘉靖）二十二年、令毀大慈恩寺。

嘉靖二十二（一五四三）年、大慈恩寺を毀壞させたというものであるが、『明世宗実録』卷二百七十二によれば、

嘉靖二十二年三月乙巳朔：癸酉：初禁苑北牆下故有大慈恩寺、一区為西域群僧所居。至是、上以為邪穢不宜邇禁地、詔所司毀之驅置番僧於他所。

とあり、三月癸酉（二十九日）、禁苑の北牆下にもとより西域群僧の居住する大慈恩寺があったが、汚らわしものが禁苑の近くにあるのはよくないと嘉靖帝が考え、役人らに大慈恩寺を毀ち、ラマ僧を他所に移し置くように詔したという。前述の通り、嘉靖帝の前の武宗が正徳年間にラマ教にのめり込んでいたことから、嘉靖帝の初めには度々ラマ僧らが皇帝に謁見を求めて北京に大挙して押しかけていたため、ラマ僧の入貢制限が取られていた。^{三九}禁苑の北の城壁の下にあつ

た大慈恩寺はそれらラマ僧の滞留地となっていた。

第三節 僧（サンガ）の取り締まり

廃寺とそれに伴う寺院の破壊は僧（サンガ）即ち僧侶組織への圧力と相俟って行われることも多い。住僧が欠けた場合、その寺や庵は当然、不要なものとなり、上に述べた寺院破壊や仏像棄釈へと連動する。ここでは『大明会典』巻百四「僧道」に記される僧侶及び道士に対する禁例（禁令）と戒壇の禁止を参考にしながら、嘉靖年間の僧（サンガ）の取り締まりについて時系列で取り上げる。

嘉靖五（一五二六）年五月九日、詔があつて西山の戒壇及び天寧寺での受戒にあたり僧人と一般人の男女が混雑することが禁じられた。

詔、嚴禁西山戒壇及天寧寺受戒僧人並男女相混者、因令都察院給榜、遍諭天下。犯者罪無赦。^(四〇)
詔す、西山の戒壇及び天寧寺の受戒の僧人と一般人の男女が混雑して集会を開くことを嚴禁する。都察院に高札を掛けさせて天下に遍く諭告する。犯した者の罪は許されない。

ここにいう西山戒壇とは、北京市の門頭溝区永定鎮の馬鞍山麓に所在する戒壇寺のことであり、現在は戒台寺と呼ばれている。杭州の昭慶寺、泉州の開元寺とともに中国三大戒壇に数えられた戒壇である。遼の咸雍六（一〇七〇）年に高僧法均が慧聚寺に菩薩戒を授けるための戒壇を開くと、僧俗を問わず数多くの参詣者が菩薩戒の受戒を求めて戒壇に殺到した。元代の兵火以降、衰亡していたが、明の宣徳九（一四三四）年から正統五（一四四〇）年まで七年かけて改修が行われ、沙門道孚が伝戒大師となり、寺院名が万寿禪寺と改められた。^(四一)

時代は下るが一五九〇年代の宛平の様子を伝える沈榜の『宛署雜記』によれば、戒壇が開かれる日には多数の人がた

ちまちのうちに集まっては散じ、民の財力が甚だ豊かで、盛んに人を養い育てることがなかつたら、ありえないことであるという。^(四三)また、四月八日に説法が始まり、十五日まで行われる。天下の遊僧はことごとく参集し、商売人もごった返す。その近くには秋坡というところがあり、傾国の妓女らが競って集まってくる。俗に「趕秋坡」と言われた。十二日には戒壇を求め、位の高い官吏たちも集まり、その美しさに目を奪われる。古くから経行の地であり、ひとたび山坳・水曲に遇えば必ず茶篷・酒肆があり、妓女の楽しみを交え、緑樹と紅裙があざやかで、人の声や演奏に合わせて歌う声が聞こえ、遠くから望めばあたかも絵画のようであった、という。^(四四)

嘉靖帝の統治終了後約三十年の様子であるが、戒壇の開催される日は恰も社寺の縁日のような賑わいだったのであろう。^(四五)

また、天寧寺は北京市西城区にある寺院で、遼の天慶九（一一一九）年から十年にかけて建てられた八角十三重の「天王舍利塔」が現存する。^(四六)伝承では北魏孝文帝時代の創建で光林寺とされ、隋には弘業寺（宏業寺）、唐には天王寺、金には大万安寺と称された。しかし、王世仁の研究によれば、隋の弘業寺と唐の天王寺は元々同じ寺院ではなく、遼代後期には幽州（河北省北部から遼寧省一帯）に弘業寺と天王寺という二つの別の寺院が併存していたという。^(四七)元末には兵火に遭って蕩尽したが、塔は残った。明の初め、燕王であった朱棣（後の永楽帝）が天王寺を再建した。「乾隆御製重修天寧寺碑記」には次のようにいう。

宣徳中改名天寧。正統乙丑更名広善戒壇、設宗師十人。歳以四月下旬、集緇流、聴度。謂之円戒。嗣後乃復今名。一修於正統乙亥、再修於嘉靖甲申、皆内官監爲之。

宣徳年間（十年＝一四三五年）には天寧寺と改称され、正統乙丑即ち十（一四四五）年には更に広善戒壇と称したが、のちまた天寧寺と称するようになった。^(四八)広善戒壇となつてからは高僧十人が置かれ、四月下旬には僧侶たちを集め得度

するを聴許したといい、円戒と称している。一回目の修復が正徳（正統に乙亥の年はなく、正徳か）乙亥即ち十（一五二五）年であり、二回目の修復が嘉靖帝の甲申の年、即ち三（一五二四）年であった。

『大明会典』で戒壇寺（戒台寺）と並んで天寧寺が出るのは、戒壇寺が正統十（一四四五）年に広善戒壇と称され、高僧十人が置かれる程の寺院として扱われるようになったからであろう。

次いで嘉靖六年十二月九日には、前述のとおり尼僧や女道士の還俗や、庵や寺の建物と土地の没収に加えて得度式を開くことを禁止する勅諭が出された。礼部尚書方献夫の上奏に対する詔である。方献夫からは尼僧・道姑や年老いた者の還俗が提言され、そのまま認められた。

この日の詔の四日前の十二月五日、詹事霍輜が「太祖旧章十二事」を奏上し、仏教と道教に対する厳しい管理を求めたことは先にふれた。その際、霍輜は次の通り「周知冊」を作成することを進言した。

一言洪武中給僧道度牒、令僧道録司造周知冊、頒行天下寺觀。凡遇僧道即与对冊、如有不同即為偽冒。^(五〇)

洪武年間に僧・道に度牒を与え、僧録司・道録司に周知冊を作らせ天下の寺院・道觀に頒布した。僧侶や道士に遭遇した場合、周知冊と照らし合わせ、もし違っていたら詐称しているとみなされる。『釈氏稽古略統集』巻二では周知冊は洪武五（一三七二）年に作成が命じられたとする。間野潜龍氏の研究に詳しいように洪武二十五年閏十二月初めに実施された。^(五一) 霍輜はこれを復活させ、仏教と道教の取り締まりを強化しようとしたことが伺える。^(五二)

嘉靖八年三月二十九日には、京師の諸寺の参禪・礼仏の会で男女が入り混じることが禁じられた。『大明会典』巻百四「僧道」「僧道禁令」にはこうある。

嘉靖八年奏准、凡宦戚施捨寺觀、不許容令婦女出入、及多蓄行童。若有私自簪剃、并犯姦者、各照律例問擬。

これによれば、宦官と外戚の喜捨した寺觀はすべて婦女を出入りさせること、ちごをあつめ養うことを許さない。も

しひそかに道士や僧になった者ならびに姦淫の罪を犯した者は各々刑法に照らして問い質し、法刑の適用の案を定めよ、という。

この案件が認められたのは三月二十九日のことであり、このとき尚書李時の上奏があった。

尚書李時、毎年四月京師諸寺有參禪礼仏之会、男女雜遝大敗風俗。宜行禁論。^(五三)

尚書の李時（の上奏するには）、毎年四月、京師の諸寺で参禪・礼仏の法会が行われ、男女が混み合い、大いに風俗を乱しているから、これを禁じる諭告をお出しく下さい、という。これに対し嘉靖帝は、

上謂其言有禪風化、即命有司巡視逮治、都察院榜示中外嚴為禁革。^(五四)

嘉靖帝は李時の言葉が風俗の教化に裨益するものであるとして、直ちに官吏に命じて見回り、逮捕して罪を糺させ、都察院には朝廷の内外に厳しく禁じ改めることという立て札を建てて人々に示すようにさせた、という。

四月には前述の戒台寺での戒壇をはじめ、京師のあちこちの仏寺で参禪や礼仏の法会が催されるから、四月を迎えようとする三月二十九日になって男女の雑踏を抑えるための禁令が準備されたと考えられる。

嘉靖十年閏六月六日、重ねて仏教と道教における私度の禁が命じられ、正しい定員ではない者は沙汰せよと命じられている。^(五五)

命申明僧道私度之禁。諸不在正額者皆汰之。^(五五)

前述のとおり嘉靖六年十二月九日には得度式を開くことを禁止する勅諭が出された。私度の禁止は嘉靖八年三月二十九日に「若有私自簪剃、并犯姦者、各照律例問擬」とあったとおり、処分の対象となっていたため、申明即ち重ねて命じられた。

嘉靖十六年には前述のとおり僧侶の還俗が聴許される一方、寺院修復が禁止され、民間の子供の出家や私度の場合、

その父母や隣近所の者が罰せられることとなった。『大明会典』『僧道』の「清理寺観」には次のようにいう。

(嘉靖)十六年題准、…民間幼童、不許捨入為僧、私自披剃。如有此等、罪其父母及其隣佑。^(五五)

民間の幼い子供どもが出家して僧となり、勝手に僧衣を着し、剃髪することは許さない。もしそのようなことがあつたら、その父母と隣近所の人は罪となる。これに関する記事は『明世宗実録』には卷二百五、嘉靖十六年十月辛酉条(十五日)にあり、「行之数年則緇留日減而仏宇所存亦無幾矣。此潜消黙化之術也」と加えられている。即ち、数年の間、こうすれば、僧侶は日に日に減つてゆき、生きながらえる仏教寺院もいくらもないだろう。これは「潜消黙化」(知らず知らずのうちに消えてなくなる)の術である、と。嘉靖帝の思惑が廢仏にあつたことは明らかである。

嘉靖二十二(一五四三)年七月一日には、遊聚の尼僧を還俗させることが決定される。

嘉靖二十二年七月甲辰朔、…礼部請申明昔年所奉禁革尼僧聖諭、凡中外一切游聚尼僧俱勒令還俗婚配、罷毀所居浮屠庵院、違者重懲如令。詔可。^(五六)

これによれば、礼部からの奏請であり、宮中内外の一切の遊聚の尼僧はすべて強制的に還俗させ、配偶者を娶つて辞めさせ、住んでいる寺院や庵、院は壊すという、昔年、承つた尼僧を禁革する皇帝陛下の勅諭を重ねて明らかにしていただきたい、違反者は厳しく懲らしめるというものである。

先に見た通り、既に嘉靖六年十二月九日には方猷夫の「尼僧道姑有傷風化。欲將見在者發回改嫁以広生聚」という上奏が認められている。嘉靖帝はその統治の初期には仏道を徹底的に排斥する態度は現れなかつたといわれるが、次第に^(五七)道教に熱中するようになった。嘉靖六年の折には尼僧と道姑(女道士)が風俗を悪くするといわれていたが、嘉靖二十二年には道姑は対象とされず、尼僧の還俗や退所など尼僧に対し、厳しい取り締まりが行われている。

嘉靖三十七年三月二十五日には、銀六兩を以て私度者を度すこととされた。

僧道十六歳以上私自簪剃者各追銀六兩：^(五九)

明代の売牒については間野潜龍氏の『明代文化史研究』に明らかであり、嘉靖帝の前の武宗（在位一五〇五―一五二二）についても同氏の「嘉靖初期における仏教統制の理念」で嘉靖朝を論じる前段として紹介されている。正徳三（一五〇八）年四月の際には度牒を与える際に一人あたり十兩或いは八兩を納めさせたといひ、同七月には十三兩から八兩を納めさせたといふ。^(六〇) 嘉靖朝ではすでに六年十二月九日には得度式を開くことは禁止され、嘉靖八年三月二十九日には道教と仏教における私度が取り締まりの対象とされ、嘉靖十年閏六月六日にも重ねて仏教と道教における私度の禁が命じられた。^(六一) 嘉靖年間には銀納による度牒発売を盛んに行ひ、嘉靖十八年に十兩であったのが、三十七年には六兩に減額された。^(六二) 嘉靖帝崩御の約三か月前、嘉靖四十五年九月二十二日、戒壇を開くことが禁じられた。『明世宗実録』には次のように記している。

己酉、詔順天撫按官嚴禁僧尼至戒壇說法。仍令廠衛巡城御史通查京城内外僧寺、有仍以受戒寄寓者收捕下獄。四方遊僧悉聽所在有司通回籍当差。^(六三)

これによれば、己酉即ち二十二日、順天府（北京）の撫按官に詔して僧尼が戒壇に行き説法をすることを嚴禁させた。東廠、錦衣衛、巡城御史に順天府の内外の僧寺をくまなく調べさせ、受戒のために寄寓する者がいたら捕縛して牢獄に入れさせた。天下諸国の遊僧は今居るところの役人が本籍に送り返して労使にあてさせることを許した。

『大明会典』には地方における僧の取り締まりについても詳しく記されている。

凡禁止戒壇。嘉靖四十五年令、在外行撫按衙門、督率有司、各查本処僧寺若干、僧徒若干、明白登簿、不時查点、不到者罪坐住持、立限投銷。一切寄住遊僧、発回原籍当差。在京廠衛衙門、及五城御史、将京城内外地方大小僧寺、嚴加巡緝、有指称受戒、姦淫不法者、訪拏重治。^(六四)

在外（地方）の巡撫・巡按の役所は役人を監督し率いて各々所管内の幾つかの僧寺、幾人かの僧を調べ、帳簿に明らかに帳簿に記載されている場合には度々、一つ一つ丹念に調べ、不行き届きの点があれば、住持を罰する。期限を決めて籍を取り消せ。寄住している全ての遊僧は原籍に送り返し、労役にあたらせる。京内の東廠・錦衣衛の役所及び五城御史は順天府（北京）内外の大小の僧寺を厳しく巡回して罪に当たるものを捕らえ、受戒していると称する者、姦淫し不法の者は探し出して捕らえ、厳しく処分せよ、という。

また、この頃は白蓮教が盛行し、先にふれた西山・秋坡の群盗どもが四月八日に戒壇を劫掠したため、御史の鮑承廕が上奏した。

時白蓮教盛行。西山秋坡群盜、以四月初八日劫戒壇。御史鮑承廕上疏言、自来妖盜本為一途、如近京之馬相呂愷河南之李応乾四川之蔡伯貫、其初並挾邪媚道教、衆遂成大患。啓（殷か）鑑不遠、不可不懲。兵部因請嚴遊僧惑衆之禁。（六七）もともと怪しい者と盜賊は同じもので、近京の馬相・呂愷、河南の李応乾、四川の蔡伯貫のように、はじめは道教に媚び諂っているが、遂には大患となる。殷鑑遠からず、懲めなくてはなりません。兵部は遊僧が衆を惑わすことを厳しく禁じることを要請する、という。

嘉靖帝はこれ聞き入れた。

遊僧の取り締まりに併せて戒壇を開くこと自体が禁じられた。これは「受戒が不可欠な仏教を根底から突き崩す」ものであると（六八）も、仏教界に甚大な影響を及ぼした。

長谷部幽蹊氏は嘉靖帝が戒壇を開くことを禁じた理由として、従来の積弊を一掃することがあるとし、その影響について、嘉靖末年以後、禁制が布かれていた時期において、仏法の中衰を云々される事態は否定し難いという。（六七）この後、戒壇を開くことの禁止が解かれたのは半世紀後の万曆四十二（一六一四）年、古心如馨律師が勅建の五台山聖光永明禪

寺で千仏の大戒を伝授まで待たなければならぬ。^(六八)戒壇再開によって、他の諸律寺や禪宗の大叢林はその余沢に与つて、一様に開壇授戒することができるようになり、律学興隆の機運が開けることになつた。^(六九)

明末以降、僧俗を含めて菩薩戒の授受が盛んに行われるようになった。菩薩戒は戒壇が閉鎖されていた間にも、僧徒が独自に授受することができた実効を伴う戒法であつた。愍山徳清は金剛宝戒即ち菩薩戒を授け、博山元来も比丘戒とは別に菩薩戒を授けた。

第三章 嘉靖朝の仏教抑圧と日本の近世及び明治維新の神仏分離

日中の事案を詳しく比較して論ずるには紙数が足りないので、嘉靖朝について取り上げた抑圧策に関連する範囲で日本の対照的な事案を概説する。^(七〇)

仏像等の毀棄については、朝陽門外の道観・玄明宮の仏像拆棄を在来宗教である道教の宗教施設内にある仏像の破壊と捉えれば、日本においては神道施設即ち神宮・神社にある仏像の撤去といえる。これは慶応四年三月二十八日に出された神社内の仏像・仏具を取り除けという達に相当する。これを承け、即座に日吉社では仏像の焚焼や仏堂の破壊が行われたが、これは廃仏毀釈の先駆けとなつた事件である。

禁中の文華殿東室の釈迦像撤去及び禁中大善殿の仏像・仏牙等焼尽は禁中からの仏像の撤去と捉えれば、明治維新の黒戸の仏像を水薬師尼寺、更には恭明宮に奉遷、最終的に泉涌寺へ合併させたことに相当する。嘉靖朝の例とは異なり、日本においては瘞埋されることも、焚焼されることもなかつた。

寺院の破壊については禁中に関しては前述の黒戸の撤去が相当する。市中の寺院の廃寺・破壊については枚挙に遑が

ない。種々のパターンがあり、霍韜らの理学者が儒教の礼教・人倫思想を鼓吹することで仏教を抑止しようとしたことは、仏教に対して伝統思想である儒教を優越させようとするものであり、江戸時代の儒教、国学、神道からする仏教批判に相当し、また慶応四年に神仏分離令が発せられた時期においても王政復古、神祇官再興などの諸政策の中で、仏教に対する神祇の優越が意識されていたと考えられる。

日本の神仏分離において市中の寺院が廃寺となった例としては、明治維新の王政復古の状況下で、興福寺や内山永久寺といった大寺の住僧が一挙に神職に転じたケースや、伊勢の宇治山田や苗木藩などのように檀家が神葬祭に切り替えたことによって檀家が消滅し、廃寺に追い込まれたケース、十津川村のように住民が神社を優先して選択したケース、鹿児島で見られたように藩や県が強力な廃仏を断行したケースなど様々である。廃寺に至った理由は事例ごとに異なると言っても過言ではない。

最後に僧（サンガ）の取り締まりに関し、嘉靖朝におけるその究極はその後、中国における仏教衰頹の因ともなったといわれる戒壇禁止である。それに至るまでに、嘉靖五年五月や八年三月には男女の混雑禁止などが出されており、種々の法会や受戒会などにおける風紀の紊乱があった。日本も同様、風紀の乱れがあって、宝永六（二七〇九）年九月には男女同席の通夜への通告がなされ、享保三（一七一八）年五月、天明八（二七八八）年十一月、寛政十一（一七九九）年七月には僧侶風紀取締の達が出されている。中国は唐代以来、政治権力が仏教界に大きく関与し、仏教は国家権力の統制下に置かれた。日本も僧尼令により仏教界が政治権力の統制下に入ったが、中国ほど強力な中央集権下には置かれなかった。中央政府が仏教界の戒壇開設を禁ずることは日本では見られなかった強力な仏教抑圧措置といえよう。

註

- (一) 拙論「三教の衝突と融合」(新アジア仏教史06中国I南北朝『仏教の東伝と受容』、佼成出版社、平成二十二年)。「中国における仏教の受容と変容——固有の思想、信仰と仏教」(拙著『中国の仏教 受容とその展開』、皇学館大学出版部、平成二十四年二版)参照。
- (二) 拙論「いのちと仏教」『天台学報』第五十一号(平成二十二年二月)。
- (三) 拙論「日本と中国における仏教と固有の宗教との交渉の比較」『宗教研究』三六三号(平成二十二年三月)。
- (四) 櫻井治男教授代表科研・基盤研究(C)「宗教都市における神仏分離の実態的研究—伊勢神宮の門前町「宇治・山田」を中心に—」(平成十九年度～二十一年度)報告書。並びに河野訓代表科研・基盤研究(C)「宗教都市伊勢における神仏分離と寺院・神祠の景観変化に関する歴史的研究」(平成二十二年度～二十四年度)報告書(河野科研①)、同・基盤研究(C)「明治維新期の神仏分離政策の波及と宗教都市伊勢の神仏分離」(平成二十五年度～二十七年)報告書(河野科研②)、同(C)「明治維新期の宗教都市伊勢の変容と府・藩・県における神仏分離政策の展開」(平成二十八年度～三十年度)報告書(河野科研③)。
- (五) 関西大学東西学術研究所資料集刊・大庭脩編著『船載書目』上・下(関西大学東西学術研究所、昭和四十七年)。大庭脩「日本における中国典籍の伝播と影響」参照(『日中文化交流史叢書9 典籍』。大修館書店、平成八年)。
- (六) 高塩博「江戸時代享保期の明律研究とその影響」参照(『日中文化交流史叢書2 法律制度』。大修館書店、平成九年)。劉俊文「序論 中日法制交流史略述」参照(同)。
- (七) 圭室諦成『明治維新 廃仏毀釈』(第三部 排仏論の展開)(白揚社、昭和十四年)及び羽根田文明『仏教遭難史論』(前記)(国光社、大正十四年)参照。
- (八) 伝統的な儒教的祭祀を中心とした明朝の国家祭祀と仏教・道教及びその他の諸神との関係については浅井紀「明朝の国家祭祀と仏教・道教・諸神」(『東洋史研究』七十三卷一号、平成二十六年六月)参照。

(九) 間野潜龍「嘉靖初期における仏教統制の理念」〔仏教史学研究〕二十三の一、昭和五十六年一月）参照。

(一〇) 胡凡「嘉靖伝」六「道教之崇」(人民出版社、二〇〇四年)等参照。

(一一) 『明世宗実録』卷一・正徳十六年四月癸卯条参照。

(一二) 『明世宗実録』卷三・正徳十六年六月丁未条参照。

(一三) 『金陵梵刹志』卷二・洪武十四年辛酉六月二十四日条参照。間野潜龍『明代文化史研究』(同朋舎、昭和五十四年)二四八頁以下参照。

(一四) 『明世宗実録』卷九・正徳十六年十二月丙申条参照。

(一五) 陳玉女「明嘉靖初期における議礼派政権と仏教肅清——「皇姑寺事件」を考察の中心にして——」〔九州大学東洋史論集〕一三三、平成七年一月）参照。『明代的仏教与社会』(北京大学出版社、二〇一一年)六二頁。

(一六) 『明世宗実録』卷十二・嘉靖元年三月壬戌条参照。

(一七) 注一〇所掲胡凡著参照。また、周齊『明代仏教与政治文化』第一章第四節「嘉靖至明末諸帝崇道崇仏之交替与仏教」(人民出版社、二〇〇八年)参照。

(一八) 注一五所掲陳玉女論文参照。同『明代的仏教与社会』六三頁参照。

(一九) 国訳一切経の龍池清「釈鑑稽古略続集解題」によれば、明末の僧幻輪大聞の撰になる『釈鑑稽古略続集』は元明仏教史の研究者にとって貴重な資料とされるとともに、その不備欠点が指摘されている。ことに卷第三は全般的な資料の不足から記述も頗る簡略で、錯雑も多く、前二巻に比して著しく見劣りがする内容であるとされる。

(二〇) 屠応垣は太子太保・刑部尚書であった屠勛の子。屠勛の死後、屠応坤と共に進士に挙げられた。『明世宗実録』卷百四十二・正徳十一年十月壬子(四日)条参照。

(二一) 『明史稿』列伝一七八劉瑾伝「明年、瑾奏於朝陽門建元明宮。奪猫竹廠地、以益之。方広教百頃、毀廬舎發塚墓無算」。明年

神仏分離の先例としての中国における仏教と固有宗教との相剋(河野)

とは正徳四年。劉瑾の生涯については沢田瑞穂「大監劉瑾」(『天理大学学報』十八(三)、昭和四十二年三月)参照。

(二二) 『明史』列伝第八十二趙璜伝「嘉靖元年：劉瑾創玄明宮、糜財數十万、瑾死、奸人献為皇莊。」

(二三) 今でも横浜・関帝廟には主神関聖帝君の左脇侍に観音菩薩が祀られている。

(二四) 『明世宗実録』卷百八十六・嘉靖十五年四月癸巳条参照。

(二五) 『明世宗実録』卷百八十七・嘉靖十五年五月乙丑条参照。殿址は残された建物(ここでは大善仏殿)の残された土台をいうが、「入視」とあることから建物はまだ存在していたと考えられる。

(二六) 『春明夢余録』(上海古籍出版社、一九九三年)卷三十九、六二六～六二七頁。

(二七) 『皇明大政紀』卷二十三の嘉靖十五年五月「于是禁中邪穢进斥殆尽」参照。

(二八) 久保田量遠『中国儒道仏三教史論』(国書刊行会、昭和六十一年)第二十五章「明代に於ける儒仏二教の関係」六〇八頁。

(二九) 注一五所掲陳玉女論文参照。同『明代的仏教与社会』六五～七〇頁参照。

(三〇) 万曆年間に重修された『万曆会典』(『重修会典』)。

(三一) 注九所掲間野潜龍論文及び注一五所掲陳玉女論文、同『明代的仏教与社会』六三～六四頁参照。霍韜の十二事のうち最後の三事は以下のとおり。()内は筆者補填。

一言洪武中、給僧道度牒令僧道録司造周知冊頒行天下寺觀(洪武五(一三七二)年)。凡遇僧道即与対冊如有不同即為偽冒又令各府州県寺觀但存寬大一所併居其眾母容散処蓋作奸倡乱自易覺察也(洪武二十四(二三九二)年)。宜遵行之至所謂僧道赴京考試方与度牒。恐貧者無以資給第今巡按御史及提督學校官考試經典足矣。

一言永樂中、令軍民子弟私自削髮為僧者併其父兄發北京為民種田(永樂六(一四〇八)年)。蓋以奸人避罪及惰民不力田者俱欲為僧道故僧道盛者王政之衰也。太宗皇帝誠見之審矣。今誠以南方廢寺觀僧道俱發北京種田則不惟邊方可固而貧民亦得其所。一言景泰中、令各寺觀田土每留六十畝為業余以給民佃種。此令一行則不惟奸民不利田土而不為僧雖小民亦得田土而不為僧道

所兼併矣（景泰三（一四五二）年）。夫僧道在祖宗時防之極周故処之極善今法禁廢弛僧道漸熾蠱惑俗惟聖明加意今所司詳議務絶乱源為久遠計。

(三二) 『明世宗實錄』卷八十三・嘉靖六年十二月壬子條參照。『明世宗實訓』卷五も同文。

(三三) 嘉靖朝における例と日本の神仏分離令下での事件を対比することも必要な作業であろうが、日本の記録が膨大であり、本稿において全てを対照することはできない。一例として挙げれば、伊勢（宇治・山田）では慶応四年（明治元年）七月二十七日に度会府知事である橋本実梁に出された浦田長民の意見書には「仏寺ハ不論大小、都而廢止被為成、堂塔破却鬻売、其直其僧徒へ被遣、本国へ差返シ候様仕度、…」とあり、尼僧と僧の違い、或いは売却金の使途の違いはあるが、日本でも堂塔を破却、鬻売し、僧を本国に返す案があったことが確認される。

(三四) 『西園聞見録』卷一〇五「方猷夫」「嘗以畿内尼姑菴寺大傷風化力請毀之、上曰、霍韜嘗言、僧道盛、王政之衰也。所議良是。遂詔毀畿内菴寺六百余区、天下僧道無度牒者令有司嚴革之。」

(三五) 皇姑寺事件については注一五所掲陳玉女論文に詳しい。同『明代的仏教与社会』七〇～七八頁參照。また、同論文では「仏教禁止令」という言葉が使われるが、女性の僧（尼僧）や女性の道士（道姑）の還俗、或いは度牒のない者の取り調べと資格の剝奪（査革）が言われたのであって、仏教を禁止したのではない。陳氏も他所で使っているように「仏教整理」とするか、仏教抑圧というのが適切であろう。

(三六) 『明世宗實訓』の十二月九日の條には「会江西提学副使徐一鳴以拆毀寺院被逮至京。」とあり、仏教寺院を拆毀したと書かれているが、「僧道不事農業」など道教にも厳しく対処しているから、徐一鳴が拆毀したのは寺觀即ち仏教寺院と道觀であったと考えられる。

(三七) 注九所掲閩野潜龍論文參照。また、仏教は往々にして邪教淫祠として非難・嚴禁され、仏教寺院を含む異端淫祠の破壊が嘉靖帝の初期から頻発したことについては注一五所掲陳玉女論文に詳しく、広東の事として嘉靖元（一五二二）年、提督学副使魏

神仏分離の先例としての中国における仏教と固有宗教との相剋（河野）

校が香山県で淫祠を破壊して社学や書院に改築した件、嘉靖二年に提学道行文と教諭顔階が香山県の無量寺の銅仏像を壊して二十四個の鑊豆食器を鑄造し、それで文廟を祭った件などを指摘する。同『明代的仏教与社会』六八～六九頁参照。

- (三八) 『明世宗実録』卷百七十四他。大興隆寺はもとの慶寿寺であり、金の世宗の大定二十六（一一八六）年に創建された。明の正統十三（一四四八）年には慶寿寺の大改修が行われ、大興隆寺とも大慈恩寺とも呼ばれた。至元四（一二六七）年に建てられた二座の磚塔は一九五〇年代まで存在していたが、西長安街の拡幅のため取り壊された。

(三九) 注一五所掲陳玉女論文参照。同『明代的仏教与社会』六二頁参照。

(四〇) 『明世宗実録』卷六十四。嘉靖五年五月辛卯条。注九所掲間野潜龍論文参照。

- (四一) 戒台寺を紹介する多くの説では唐の武徳年間（六一八～六二六。武徳五年か）に慧聚寺として創建されたといい、『北京文物地図集』（北京・科学出版社、二〇〇九年）は隋の開皇朝とする。しかし、古松崇志氏が「法均と燕京馬鞍山の菩薩戒壇―契丹（遼）における大乘菩薩戒の流行―」（『東洋史研究』第六十五卷第三号、平成十八年十二月）注四で指摘するとおり、武徳年間創建説は嘉靖朝以降に現れたものであり、信ずるに足りない。

(四二) 注四一所掲古松崇志論文参照。

- (四三) 『宛署雜記』第十九卷寺觀（僧道）「如万寿寺佛像、一座千金；古林僧衲衣、千珠千仏、其他称是。此非杼軸不空、財力之盛不能也。…如戒壇之日、幾集百万、倏散倏聚、莫知所之。此非民物極繁、生養之盛不能也。」（『宛署雜記』（北京出版社、一九六一年）二〇七～二〇八頁）

- (四四) 『宛署雜記』民風一土俗「戒壇在東南七十里、先年僧人□□奏建說法之所、自四月初八說法起、至十五日止。天下游僧畢會、商賈輻輳、其旁有地名秋坡、傾国妓女競往逐焉、俗云趕秋坡。…十二日要戒壇、冠蓋相望、綺麗奪目、以故經行之处、一遇山坳水曲、必有茶篷酒肆、雜以妓樂、綠樹紅裙、人声笙歌、如裝如応、從遠望之、蓋宛然图画云。」（同一六八頁）

- (四五) 明末の崇禎八（一六三五）年に刊行された劉侗撰『帝京景物略』にもかつての四月八日の西山の賑わいを「每四月八日、蘆

棚満山、集僧無頼者、妓無頼者、給錢擁醉入、士庶群姍之。」と記している。〔『帝京景物略』（北京古籍出版社、一九八〇年）三一頁〕

（四六）天寧寺については常盤大定・関野貞著『中国文化史蹟』解説下（法蔵館、昭和五十一年）二六〇～三二頁参照。天寧寺舍利塔については、松木民雄「北京・天寧寺塔」（『北海道東海大学紀要 人文社会科学系』十五卷、平成十四年）、水野さや「北京市周辺における遼塔の第一層塔身莊嚴モチーフについて—北京天寧寺塔再考の第一段階として—」（『金沢美術工芸大学紀要』五十八号、平成二十六年）など参照。

（四七）唐の道宣の『続高僧伝』卷二十六宝巖伝「仁寿下勅召。送舍利于本州弘業寺。即元魏孝文之所造也。旧号光林。」（大正五〇、六七四中一六〇～一八一）

（四八）両寺院を最も早く混同した文献は明・万曆年間の『長安客話』卷三「天寧塔院」の「隋仁寿間幽州弘業寺建塔藏舍利、即此。唐開元間改額天王寺」という記事であり、その後、前掲『帝京景物略』卷三「天寧寺」では「寺在唐開元名天王寺、正統始名天寧」とあり、乾隆帝はこれを採用し、「乾隆御製重修天寧寺碑記」では「隋時建寺曰弘業、有僧藏舍利塔中、入唐改名天王、明成祖分藩特拔崇構、宣德中改名天寧、正統乙丑、更名広善戒壇」という。王世仁「北京天寧寺塔三題」（『北方文博』一九九六年第二期）、後、「王世仁建築歴史理論文集」（北京出版社、二〇〇六年）所収、四三〇～四六頁。

（四九）『欽定日下旧聞考』卷九十一。「中国文化史蹟」解説下（第十二卷）「天寧寺」には併せて『析津日記』を載せ、正統中の改修により万寿戒壇と称したというが、『光緒順天府志』も指摘するように、広善戒壇が正しく、万寿戒壇は戒台寺の戒壇を指すのであろう。

（五〇）『明世宗実録』卷八十三・嘉靖六年十二月戊申条参照。『釈氏稽古略続集』卷二洪武五年条「命僧道録司造周知冊、頒行天下寺觀。凡遇僧道到処、即与対冊。其父母籍、告度月日、如冊不同即為偽僧」（大正四九、九二五中二〇五）。但し、僧道録司の設置が決められたのは洪武十四年、設置は翌十五年であるので、『釈氏稽古略続集』の記述は不正確である。

神仏分離の先例としての中国における仏教と固有宗教との相剋（河野）

- (五一) 注一三所掲間野潜龍『明代文化史研究』二六七―二六九頁参照。
- (五二) 嘉靖六年十二月の仏教統制において周知冊が取り上げられた経緯と意義については注九所掲間野潜龍論文参照。
- (五三) 『明世宗実録』卷九十九・嘉靖八年三月甲子条参照。
- (五四) 同右。
- (五五) 『明世宗実録』卷百二十七・嘉靖十年閏六月戊子条。
- (五六) 『大明会典』卷百四。前項で挙げた嘉靖十六年の題准の続きである。
- (五七) 『明世宗実録』卷二百七十六・嘉靖二十二年七月甲辰朔条。
- (五八) 注一五所掲陳玉女論文参照。同『明代的仏教与社会』六三頁参照。
- (五九) 『明世宗実録』卷四百五十七・嘉靖三十七年三月癸酉条。
- (六〇) 『明武宗実録』卷三十七・正徳三年四月己亥条。
- (六一) 『明武宗実録』卷四十・正徳三年七月庚子条。
- (六二) 『大明会典』卷百四。注一三所掲間野潜龍『明代文化史研究』四一四頁参照。
- (六三) 『明世宗実録』卷五百六十二・嘉靖四十五年九月己酉条。
- (六四) 『大明会典』卷百四。
- (六五) 同右。
- (六六) 野口善敬「元・明の仏教」(新アジア仏教史08中国Ⅲ宋元明清『中国文化としての仏教』(佼成出版社、平成二十二年)一〇八頁)。

(六七) 長谷部幽蹊「明清時代における禅律両宗弘化の動向」(『禅研究所紀要』二〇、平成三年)参照。この長期の戒壇の閉鎖は、律宗の衰勢を加速させた。僧侶・仏教徒に仏門の将来に対する危惧不安の感を増幅させ、規矩の紊乱、風気の頹廢をもたらした。

その間禪道は響を絶し、律寺は荒蕪するに任せ、その法灯はほとんど杜絶し、律儀には廃典多く、戒法は等閑に付せられ、いわゆる仏法中衰の状況を生み出す一要因をなした。戒法は陵夷し、ことに比丘戒の伝統法儀は廃絶に近い状態にあった、と指摘される。

(六八) 『大昭慶律寺志』卷七「万曆四十一年御馬監太監張然伝奉聖旨詔大沙門如馨律師欽賜紫衣鉢孟錫杖。於四十二年四月初一日至初八日恭就五台山勅建聖光永明禪寺伝受千仏大戒」。

(六九) 長谷部幽蹊「中国近代における具戒法儀」(『禅研究所紀要』二八、平成十一年) 参照。

(七〇) 以下、日本の事案に関する文献は膨大であるので、主な参考資料を挙げる。『新編 明治維新 神仏分離史料』第一〜十卷(名著出版、昭和五十八年。初版は『明治維新神仏分離史料』(東方書院、昭和二年)。梅田義彦『改訂増補 日本宗教制度史』第三卷近世編、同第四卷近代篇(東宣出版、昭和四十七年、四十六年)。注四所掲「河野科研①」③」等。廃仏毀釈に関する類型化については研究者それぞれが提示しているが、『明治維新 神仏分離史料』の編者の一人である辻直四郎は「廃仏毀釈」(『日本仏教史研究』第六卷所収、岩波書店、昭和五十九年)では、神仏分離に伴う廃仏毀釈の典型的な実例を挙げる中で叡山坂本の日吉山神社、石清水、信濃・諏訪神社、日光、伯耆大山、石徹白社、竹生島を取り上げ、さらに神仏分離令を機に、神社には関係なく、寺院の廃止・寺院の整理廃合を断行した代表的なものとして、信州松本藩、伊勢山田、土佐、薩摩、隠岐、富山藩、佐渡を挙げる。神仏分離に続いて各地で見られた廃仏毀釈が地域の状況を反映し、その主原因や様態が千差万別であることは言うまでもない。

